



# 熊本県公報

第11760号

平成20年11月28日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築課) 1
<b>告 示</b>	
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更	(障害者支援総室) 2
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)	(高齢者支援総室) 3
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問介護)	( " ) 3
○臨時種畜検査の実施	(畜産課) 3
○漁船保険義務加入の同意の承認	(団体支援総室) 3
○漁船保険義務加入の同意の承認	( " ) 4
○熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部改正	(薬務衛生課) 4
○熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、 知事が特に必要と認めて定める事項	(都市計画課) 4
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見	(商工政策課) 5
○平成20年度砂利採取業務主任者試験の合格者	(産業支援課) 6
○平成20年度林業種苗生産事業者講習会の開催	(森林整備課) 6
○公の施設における指定管理者の募集(熊本北部流域下水道)	(下水環境課) 6
○公の施設における指定管理者の募集(球磨川上流流域下水道)	( " ) 8
○公の施設における指定管理者の募集(八代北部流域下水道)	( " ) 10
○平成21年度熊本県歯科技工士試験の実施	(医療政策総室) 11
<b>登 載 依 頼</b>	
○有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表(公告)	(有明海自動車航送船組合) 13
○熊本県障害者施策推進協議会の開催	(障害者支援総室) 19
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(環境保全課) 19
○熊本県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する 規則を廃止する規則	(教育政策課) 20

## 規 則

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第63号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築基準法施行細則(昭和54年熊本県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「の表」を「の表1の」に、「(法第55条第3項各号又は法第56条の2第1項ただし書の規定による許可にあっては、同表(い)項、(ろ)項及び(へ)項に掲げる図書」を「、省令第1条の3第1項の表2の(30)項の(ろ)欄に掲げる日影図(法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第60条の2第1項第3号、法第67条の2第9項第2号、法第68条第1項第2号及び法第68条の3第4項の規定による許可の申請の場合に限る。)」に改める。

第7条の2第1項中「表」を「表1の」に改める。

第8条中「第10条の5第1項」を「第10条の4の2第1項」に改め、「定める図書」の次に「又は書面」を加え、「の表」を「の表1の」に改め、「(ろ)項に掲げる図書」の次に「、省令第1条の3第1項の表2の(24)項の(ろ)欄に掲げる法第52条第9項に掲げる特定道路の配置図」を加え、「にあっては同表(い)項、(ろ)項及び(ほ)項に掲げる図書、法第55条第2項の規定による認定にあっては同表(い)項、(ろ)項及び(へ)項に掲げる図書」を「の申請の場合に限る。)、同表の(30)項の(ろ)欄に掲げる日影図(法第55条第2項、法第68条第5項、法第68条の3第3項及び法第86条の6第2項の規定による認定の申請の場合に限る。)」に、「、第4項若しくは第5

項、法第68条の4第1項から第3項まで又は法第68条の5第1項」を「から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は法第68条の5の6」に改め、「認める図書」の次に「又は書面」を加える。

- 第9条第1項中「表」を「表1の」に改める。
  - 第18条の3の表中「、下益城郡富合町」を削る。
  - 別記第2号様式中「氏 名 殿」を「 様」に改め、同様式備考中「まっ消」を「抹消」に改める。
  - 別記第9号様式中「氏 名 殿」を「 様」に改める。
  - 別記第11号様式中「氏 名 殿」を「 様」に改め、同様式備考2中「まっ消」を「抹消」に改める。
  - 別記第21号の2様式、別記第23号様式及び別記第23号の2様式中「殿」を「様」に改める。
  - 別記第24号様式中「氏 名 殿」を「 様」に改める。
  - 別記第25号様式中「氏 名 殿」を「 様」に改め、同様式備考1中「まっ消」を「抹消」に改める。
  - 別記第26号様式中「氏 名 殿」を「 様」に改める。
- 附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

**熊本県告示第1037号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年11月28日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	501号	熊本市中島町字村ノ前 1320番地先から 同市無田口町字東小新開 1727番1地先まで	前	4.7 ～ 22.8	223.0  227.7	交通連携
			後	18.2 ～ 44.4		
主要地方道	松島馬場線	天草市栖本町河内 5260番5地先から 同所 5859番3地先まで	前	4.5 ～ 12.0	558.0  558.0	単道改
			後	10.5 ～ 17.4		

2 区域を変更する期日 平成20年11月28日

**熊本県告示第1038号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会 社会福祉法人熊本市社会福祉協会居宅介護事業所 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	下益城郡富合町清藤 4 0 5 - 3 番地	熊本市富合町大字清藤 4 0 5 - 3 番地	平成 2 0 年 1 0 月 6 日
---	---------	------------------------	-------------------------	--------------------

**熊本県告示第 1 0 3 9 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所アイパスケア 荒尾市野原 9 9 2 番地 2	株式会社アイパス	平成 2 0 年 1 2 月 1 日

**熊本県告示第 1 0 4 0 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所アイパスケア 荒尾市野原 9 9 2 番地 2	株式会社アイパス	平成 2 0 年 1 2 月 1 日

**熊本県告示第 1 0 4 1 号**

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

検査日	時 間	場 所
平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日 (金)	午後 1 時 3 0 分から	独立行政法人家畜改良センター 熊本牧場

**熊本県告示第 1 0 4 2 号**

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 2 7 年農林省令第 1 8 号。以下「省令」という。）第 2 6 条の 2 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 1 1 2 条第 1 項に規定する同意があったものと認めるので、法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

なお、平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日熊本県告示第 1 1 5 3 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 1 1 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日限りで消滅するので、同条第 2 項及び省令第 2 6 条の 3 の規定により公示する。

平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住吉加入区

**熊本県告示第1043号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。

なお、平成16年11月29日熊本県告示第1154号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成20年11月28日限りで消滅するので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

宮田加入区

**熊本県告示第1044号**

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項  
熊本県薬局機能情報提供制度実施要項（平成20年熊本県告示第26号）の一部を次のように改正する。

第2の（1）の②中「2月末日」を「3月31日」に改める。

第5中「社団法人熊本県薬剤師会」の次に「（昭和24年2月14日に社団法人熊本県薬剤師会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

附 則

この要項は、平成20年12月1日から施行する。

**熊本県告示第1045号**

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

平成20年12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

天草市天草町の区域における屋外広告物に関する事項

1 景観形成地区に係る基準

(1) 対象区域

ア 緑と清流の里景観形成地区（福連木）（次の図において区域境界線により区切られる区域。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

イ 湯の街景観形成地区（下田）（次の図において区域境界線により区切られる区域。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

ウ 西海岸景観形成地区（高浜）（次の図において区域境界線により区切られる区域。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

エ 歴史と文化の里景観形成地区（大江）（次の図において区域境界線により区切られる区域。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

(2) 対象行為

対象区域で行われる行為（熊本県景観条例（昭和62年熊本県条例第7号）第7条第2項第1号ウに規定する行為のうち屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

地 区	基 準
緑と清流の里景観形成地区（福連木）の景観形成基準	設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とする。 意匠、形態についてはしっかりデザインされたものとし、多色づかいは避けるものとする。 材料は耐久性、対候性に優れ、退色、はく離のおこりにくいもので、質感豊かなものとする。

湯の街景観形成地区（下田）の景観形成基準	設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とする。 意匠、形態についてはしっかりデザインされたものとし、多色づかいは避けるものとする。 材料は耐久性、対候性に優れ、退色、はく離のおこりにくいもので、質感豊かなものとする。
西海岸景観形成地区（高浜）の景観形成基準	設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とする。 意匠、形態についてはしっかりデザインされたものとし、多色づかいは避けるものとする。 材料は耐久性、対候性に優れ、退色、はく離のおこりにくいもので、質感豊かなものとする。
歴史と文化の里景観形成地区（大江）の景観形成基準	設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とし、大江の天主堂の周囲については特に設置位置に配慮するものとする。 意匠、形態についてはしっかりデザインされたものとし、多色づかいは避けるものとする。 材料は耐久性、対候性に優れ、退色、はく離のおこりにくいもので、質感豊かなものとする。

2 大規模行為に係る基準

(1) 対象区域 天草市天草町の区域

(2) 対象行為 大規模行為（熊本県景観条例第2条第6項に規定にする「大規模行為」をいう。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（前項第2号に掲げる行為を除く。）

(3) 基準 次の表のとおり

事 項		基 準
位置		道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
外観	意匠	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩	色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材料	周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

公 告

熊本県公告第801号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき平成20年6月20日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により嘉島町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
嘉島ショッピングセンター  
上益城郡嘉島町鯉字皆根1792-1ほか

- 2 市町村意見の概要  
営業時間の変更については、周辺は交通の要所で住宅街でもあり、通園・通学・通勤及び防犯に対する安全対策又は騒音に対して地域の生活環境への配慮をお願いする。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課  
平成20年11月28日から平成20年12月28日まで

**熊本県公告第802号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条の規定に基づく平成20年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号

1、4、5、6

**熊本県公告第803号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成20年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施する。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
種苗生産事業者に対して、種苗生産流通等に関し、必要な知識を修得させること。
- 2 開催日時等
  - (1) 開催日時  
平成20年12月19日（金） 午前10時から
  - (2) 開催場所及びその所在地  
熊本県林業研究指導所  
熊本市黒髪八丁目222-2
  - (3) 受付時間  
午前9時30分から午前9時50分まで
- 3 講習科目及び講習時間
  - (1) 種苗に関する法令 2時間
  - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
  - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込方法  
所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額（14,000円）に相当する熊本県収入証紙及び写真をはり付け、平成20年12月12日までに熊本県農林水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に提出すること。  
なお、既に納入した講習手数料は、返還しない。
- 5 その他
  - (1) 前記講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
  - (2) 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
  - (3) 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。
  - (4) 不明な点は、熊本県農林水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に問い合わせること。

**熊本県公告第804号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1) 名称  
熊本北部流域下水道
  - (2) 場所  
熊本県熊本市鶴羽田町12番地の1 外
  - (3) 施設の規模等
    - ア 全体計画処理面積 4,146ヘクタール
    - イ 全体計画処理人口 210,000人
    - ウ 全体計画日最大汚水量 1日当たり145,900立方メートル
    - エ 全体計画処理能力 1日当たり148,900立方メートル
  - (4) 施設の概要  
終末処理場（熊本北部浄化センター）、中継ポンプ場、幹線管きよ接続点流量測定システムほか
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
  - (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
  - (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 参加資格

- 次の要件を満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 県内に事業所を有すること。
  - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
  - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
  - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
  - (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録を受けており、かつ下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令に規定する資格者等を配置できること。
  - (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設（1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設）に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
  - (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な態勢を整えていること。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
    - ア 申請に当たっては、次の書類を提出すること。
    - イ 指定管理者指定申請書
    - ウ 熊本北部流域下水道指定管理者事業計画書及び収支予算書
    - エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
    - オ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
    - カ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
    - キ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
    - ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
    - ケ 納税証明書
      - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
      - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
    - コ その他知事が必要と認める書類
      - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
      - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
    - (ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
  - (2) 申請書の提出先
    - 熊本県土木部下水環境課総務経営班（県庁行政棟本館12階）
    - 郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
    - 電話番号096-333-2529
  - (3) 提出期間
    - 平成20年12月16日（火）から平成20年12月26日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
    - 提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
    - 電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
  - (4) 提出部数
    - 正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定
- 平成21年1月以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会における指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
- 5の(2)に掲げる場所で、11月28日（金）から12月26日（金）までの間に、交付する。
- 8 説明会
- (1) 日時
    - 平成20年12月8日（月）午後1時30分
  - (2) 場所
    - 熊本県庁行政棟本館1001会議室
  - (3) その他

- 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。  
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。  
 オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められたとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、熊本北部流域下水道の維持管理に係る経費とする。
- (4) 問い合わせ先  
5の(2)に同じ。

### 熊本県公告第805号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称  
球磨川上流流域下水道
- (2) 場所  
熊本県球磨郡錦町大字一武字平岩70番地の1 外
- (3) 施設の規模等  
 ア 全体計画処理面積 1,597ヘクタール  
 イ 全体計画処理人口 38,200人  
 ウ 全体計画日最大汚水量 1日当たり18,510立方メートル  
 エ 全体計画処理能力 1日当たり19,200立方メートル
- (4) 施設の概要  
終末処理場(球磨川上流浄化センター)、中継ポンプ場、マンホールポンプ、幹線管きょ流量測定システム、止水ゲートほか
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 参加資格  
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づき登録を受けており、かつ下水道法(昭和33年法律第79号)その他の法令に規定する資格者等を配置できること。
- (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設(1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法又はオキシデーションディッチ法による施設)に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
- (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な態勢を整えていること。



- 5 申請の手続
- (1) 申請書類  
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書  
イ 球磨川上流流域下水道指定管理者事業計画書及び収支予算書  
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類  
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本  
オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類  
カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類  
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）  
ク 納税証明書  
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書  
(イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書  
ケ その他知事が必要と認める書類  
(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳  
(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）  
(ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
- (2) 申請書の提出先  
熊本県土木部下水環境課総務経営班（県庁行政棟本館12階）  
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号096-333-2529
- (3) 提出期間  
平成20年12月16日（火）から平成20年12月26日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。  
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数  
正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定  
平成21年1月以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会における指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付  
5の(2)に掲げる場所で、11月28日（金）から12月26日（金）までの間に、交付する。
- 8 説明会
- (1) 日時  
平成20年12月8日（月）午後1時30分
- (2) 場所  
熊本県庁行政棟本館1001会議室
- (3) その他  
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。  
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。  
オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、球磨川上流流域下水道の維持管理に係る経費とする。

- (4) 問い合わせ先  
5の(2)に同じ。

**熊本県公告第806号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。  
平成20年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称  
八代北部流域下水道
- (2) 場所  
熊本県八代市鏡町芝口11番割551 外
- (3) 施設の規模等
  - ア 全体計画処理面積 1,157ヘクタール
  - イ 全体計画処理人口 38,700人
  - ウ 全体計画日最大汚水量 1日当たり19,100立方メートル
  - エ 全体計画処理能力 1日当たり19,100立方メートル
- (4) 施設の概要  
終末処理場(八代北部浄化センター)、中継ポンプ場、マンホールポンプ、幹線  
管きよ流量測定システム、止水ゲートほか

2 指定管理者が行う業務

- (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

4 参加資格

- 次の要件を満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
また、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録を受けており、かつ下水道法(昭和33年法律第79号)その他の法令に規定する資格者等を配置できること。
- (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設(1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設)に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
- (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な態勢を整えていること。

5 申請の手続

- (1) 申請書類  
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 八代北部流域下水道指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)
- ク 納税証明書
  - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - (イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
  - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

- (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
- (2) 申請書の提出先  
 熊本県土木部下水環境課総務経営班（県庁行政棟本館12階）  
 郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 電話番号096-333-2529
- (3) 提出期間  
 平成20年12月16日（火）から平成20年12月26日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
 提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時まで  
 に必着とする。  
 電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数  
 正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定  
 平成21年1月以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会における指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付  
 5の(2)に掲げる場所で、11月28日（金）から12月26日（金）までの間に、交付する。
- 8 説明会  
 (1) 日時  
 平成20年12月8日（月）午後1時30分  
 (2) 場所  
 熊本県庁行政棟本館1001会議室  
 (3) その他  
 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項  
 (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。  
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。  
 オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。  
 (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。  
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他  
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。  
 (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。  
 (3) 委託料は、八代北部流域下水道の維持管理に係る経費とする。  
 (4) 問い合わせ先  
 5の(2)に同じ。

### 熊本県公告第807号

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成21年熊本県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日  
 (1) 学説試験  
 平成21年2月26日（木）午前9時から午後4時まで  
 (2) 実地試験  
 平成21年2月27日（金）午前9時から午後4時まで
- 2 試験場所  
 (1) 学説試験  
 熊本県健康センター 熊本市東町四丁目11番1号  
 (2) 実地試験  
 熊本歯科技術専門学校 熊本市本荘三丁目1番6号
- 3 受験資格

- 次のいずれかに該当する者
- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成21年3月31日までに卒業見込みの者
  - (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成21年3月31日までに卒業見込みの者
  - (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
  - (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等级以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 4 試験科目
- (1) 学説試験  
歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
  - (2) 実地試験  
歯科技工実技
- 5 試験方法  
学説試験は筆記により、実地試験は実技により行う。
- 6 受験願書の受付時間  
平成21年1月13日(火)から同年1月20日(火)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。  
なお、郵送の場合は、同年1月20日(火)の消印のあるものまで有効とする。
- 7 受験願書の提出先  
熊本県健康福祉部医療政策総室  
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 8 提出書類
- (1) 受験願書(別記第1号様式)
  - (2) 受験票(別記第2号様式)
  - ア 受験票に必要事項を記入し、所定の位置に写真(縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもので、本人と確認できるもの)を貼り付けること。
  - イ 受験番号欄には何も記入しないこと。
  - (3) 3の(1)又は(2)に該当する者にあつては、卒業証明書又は卒業見込証明書
  - (4) 3の(3)に該当する者にあつては、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
  - (5) 3の(4)に該当する者にあつては、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類及び厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- 9 受験手数料
- (1) 受験手数料は、36,000円とする。
  - (2) 県内居住者は、願書に36,000円に相当する額の熊本県収入証紙を貼り付けること。
  - (3) 県外居住者は、願書に36,000円の郵便小為替を添付し、又は現金書留で郵送すること。
  - (4) 一度納入した受験手数料は、返還しない。
- 10 口頭による個人情報の開示請求  
この試験結果の自己に関する個人情報については、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。
- (1) 開示を行う内容 総合得点及び科目別得点
  - (2) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月
  - (3) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医療政策総室
- なお、本人であることを証明するため、受験票を持参する必要がある。
- 11 その他
- (1) 受験願書の受付を終わった者には、受験票を送付する。(受験票は試験当日必ず持って来ること。)
  - (2) 卒業見込証明書を添付して受験願書を提出した者は、平成21年3月12日(木)までに、卒業証明書を提出しなければならない。
  - (3) 試験場内での携帯電話の使用は、認めない。
  - (4) 合格発表は、平成21年3月24日(火)午後1時に熊本県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。また、合格者には合格証書を送付する。
  - (5) 試験に關する照会及び受験願書等の請求は、〒862-8570熊本市水前寺六丁目18番1号熊本県健康福祉部医療政策総室(電話096-333-2204、096-333-2205)に行うこと。  
なお、郵便で請求する場合は、A4判の書類が郵送できる封筒の表に「歯科技工士試験」と朱書し、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

登載依頼

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

平成20年11月28日

有明海自動車航送船組合  
管理者 元重 雅博

1 有明海自動車航送船事業の平成20年度上半期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数211,749台、車両収入503,055,040円、同乗旅客数277,361人、同乗旅客収入101,256,730円、一般旅客数43,829人、一般旅客収入17,843,630円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数2,720台（1.3%）の増、車両収入9,092,750円（1.8%）の増、同乗旅客2,972人（1.1%）の減、同乗旅客収入100,270円（0.1%）の増、一般旅客数10,271人（19.0%）の減、一般旅客収入4,044,400円（18.5%）の減となる。

(2) 職員数（平成20年9月30日現在）

一般職員 13人

船舶職員 35人

合 計 48人

(3) 条例、規則の制定改廃

なし

(4) 議会議決事項

○ 平成20年8月26日招集の有明海自動車航送船組合議会第2回定例会に上程し、同日可決された議案は、次のとおりである。

第1号議案 平成19年度有明海自動車航送船事業会計決算の認定について

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

2 平成19年度有明海自動車航送船事業会計決算の概要

平成19年度は、第三次経営健全化計画の初年度にあたり、人件費総額を圧縮するため船舶職員の運行体制の見直し、退職不補充を基本とした派遣船員制度の導入や給与の見直し等を実施すると共に燃料費が高騰する中、船舶A重油の油価固定を実現し、一層の経費削減に努めた。

一方、収入面では乗用車がガソリンの高騰に伴う小旅行の手控えで減少したが、大型トラックは全日本トラック協会をはじめとするトラック事業者のCO2削減を目的とした陸上輸送からフェリー輸送へのシフト効果により増加し、バスについては営業に係る経費を増額し積極的な営業活動を行い増収となった。

また、航路開設50周年と位置付け、地元養護学校の招待事業等各種イベントを行い、マスコミと一体となったPRを展開した。

(1) 平成19年度決算報告書 別表3

(2) 平成19年度損益計算書 別表4

(3) 平成19年度貸借対照表 別表5

(4) 平成19年度企業債及び一時借入金の概況 別表6

(5) 平成19年度固定資産明細書 別表7

別表1

平成20年度有明海自動車航送船事業上半期損益計算書  
（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

単位：円

1	営業収益		
	(1) 運航収入	592,528,956	
	(2) 運航雑入	6,790,198	599,319,154

2	営業費用			
(1)	一般管理費	2,575,149		
(2)	運航経費	404,034,341		
(3)	運航管理費	<u>185,252,811</u>	<u>591,862,301</u>	
	営業利益			7,456,853
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	2,060,000		
(2)	雑収入	<u>1,325,610</u>	3,385,610	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	666,038		
(2)	雑支出	<u>0</u>	<u>666,038</u>	
	経常利益			<u>2,719,572</u>
	当期純利益			<u>10,176,425</u>
	当期繰越欠損金			<u>10,176,425</u>
	当期繰越欠損金			<u>865,559,108</u>
	当期末処理欠損金			<u>855,382,683</u>

別表 2

平成 20 年度有明海自動車航送船事業上半期貸借対照表  
(平成 20 年 9 月 30 日)

単位：円

資 産 の 部			
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
イ	船舶	2,293,663,687	
	減価償却累計額	<u>2,139,684,764</u>	153,978,923
ロ	土地		12,163,141
ハ	建物	791,026,618	
	減価償却累計額	<u>254,248,910</u>	536,777,708
ニ	構築物	228,639,290	
	減価償却累計額	<u>185,686,200</u>	42,953,090
ホ	機械装置	5,840,400	
	減価償却累計額	<u>5,548,380</u>	292,020
ヘ	備品	37,104,359	
	減価償却累計額	<u>26,054,979</u>	<u>11,049,380</u>
	有形固定資産合計		757,214,262
(2)	無形固定資産		
イ	電話加入権		<u>757,600</u>
	無形固定資産合計		757,600
(3)	投資		
イ	出資金	<u>10,200,000</u>	
	投資合計		<u>10,200,000</u>
	固定資産合計		768,171,862
2	流動資産		
(1)	現金預金		250,988,161
(2)	未収金		5,803,953
(3)	前払金		200,000
(4)	有価証券		729,941,000
(5)	その他流動資産		<u>16,601,933</u>
	流動資産合計		<u>1,003,535,047</u>
	資産合計		<u>1,771,706,909</u>



支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定による繰 越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定	小 計	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 事業費	円 1,265,398,000	円 0	円 0	円 0	円 1,265,398,000	円 0	円 1,265,398,000	円 1,215,959,222	円 0	円 49,438,778	
第1項 営業費用	1,189,004,000	0	△ 100,000	0	1,188,904,000	0	1,188,904,000	1,179,476,770	0	9,427,230	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 26,133,180円)
第2項 営業外費用	36,394,000	0	100,000	0	36,494,000	0	36,494,000	36,482,452	0	11,548	(うち、" 0円、 差引繰付額 33,199,800円)
第3項 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第4項 予備費	40,000,000	0	0	0	40,000,000	0	40,000,000	0	0	40,000,000	

2 資 本 的 収 入 及 び 支 出  
収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比 べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公 営企業 法第26 条の規 定による繰 越額に 係る財 源充当額	継続費 通次繰 越額に 係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
第1項 固定資産売却 代金	0	0	0	0	0	0	0	0	(仮受消費税及び地方消費税 0円)

支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公 営企業 法第26 条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計		地方公 営企業 法第26 条の規 定による 繰越額	継続 費通 次繰 越額	合計		
										円	円	円		
第1款 資本的支出	円 75,140,000	円 0	円 0	円 0	円 75,140,000	円 0	円 0	円 75,140,000	円 73,916,826	円 0	円 0	円 0	円 1,223,174	
第1項 建設改良費	2,100,000	0	1,100,000	0	3,200,000	0	0	3,200,000	2,877,000	0	0	0	323,000	(仮払消費税及び地方 消費税 137,000円)
第2項 企業債償還金	71,040,000	0	0	0	71,040,000	0	0	71,040,000	71,039,826	0	0	0	174	
第3項 予備費	2,000,000	0	△1,100,000	0	900,000	0	0	900,000	0	0	0	0	900,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額73,916,826円は、減債積立金54,500,000円及び過年度分損益勘定留保資金19,279,826円、並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額137,000円で補てんした。



## 別表4

**平成19年度損益計算書**  
(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	1,168,415,389		
	(2) 運航雑入	<u>16,158,049</u>	1,184,573,438	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	5,104,069		
	(2) 運航経費	756,178,975		
	(3) 運航管理費	<u>392,060,546</u>	<u>1,153,343,590</u>	
	営業損失			31,229,848
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	4,492,199		
	(2) 雑収入	<u>5,848,847</u>	10,341,046	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	3,282,652		
	(2) 雑支出	<u>0</u>	<u>3,282,652</u>	<u>7,058,394</u>
	経常利益			<u>38,288,242</u>
	当年度純利益			38,288,242
	前年度繰越欠損金			<u>903,847,350</u>
	当年度未処理欠損金			<u>865,559,108</u>

## 別表5

**平成19年度貸借対照表**  
(平成20年3月31日)

単位：円

資 産 の 部				
1	固定資産			
	(1) 有形固定資産			
	イ 船 舶	2,293,663,687		
	減価償却累計額	<u>2,106,035,097</u>	187,628,590	
	ロ 土 地		12,163,141	
	ハ 建 物	791,026,618		
	減価償却累計額	<u>247,142,297</u>	543,884,321	
	ニ 構 築 物	228,639,290		
	減価償却累計額	<u>183,300,139</u>	45,339,151	
	ホ 備 品	32,334,359		
	減価償却累計額	<u>25,510,820</u>	6,823,539	
	ヘ 機 械 装 置	5,840,400		
	減価償却累計額	<u>5,548,380</u>	<u>292,020</u>	
	有形固定資産合計			796,130,762
	(2) 無形固定資産			
	イ 電 話 加 入 権		<u>757,600</u>	
	無形固定資産合計			757,600
	(3) 投 資			
	イ 出 資 金		<u>10,200,000</u>	
	投資合計			<u>10,200,000</u>
	固定資産合計			807,088,362
2	流動資産			
	(1) 現金預金		367,245,212	
	(2) 未収金		11,962,083	
	(3) 前払金		120,000	
	(4) 有価証券		679,941,000	

(5) その他流動資産	0	
流動資産合計		1,059,268,295
資 産 合 計		1,866,356,657

負 債 の 部		
3 固 定 負 債		
(1) 退職給与引当金	692,587,720	(引当金取崩し 81,585,552)
(2) 修繕準備引当金	17,011,843	
固定負債合計		709,599,563
4 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	114,741,220	
(2) 預 り 金	2,702,654	
(3) その他流動負債	1,200,000	
流動負債合計		118,643,874
負 債 合 計		828,243,437
資 本 の 部		
5 資 本 金		
(1) 自己資本金	1,855,650,000	
(2) 借入資本金		
イ 企 業 債	36,495,201	
借入資本金合計	36,495,201	
資 本 金 合 計		1,892,145,201
6 剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	9,727,127	
ロ 工事負担金	800,000	
ハ 補助金	1,000,000	
資本剰余金合計		11,527,127
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	0	
ハ 当年度未処理欠損金	865,559,108	
利益剰余金合計		△ 865,559,108
剰 余 金 合 計		△ 854,031,981
資 本 合 計		1,038,113,220
負債資本合計		1,866,356,657

別表 6

平成19年度企業債及び一時借入金の概況

単位：円

① 企 業 債

区 分	期 首 未 償 還 高	期 中 増 加 高	期 中 償 還 高	期 末 未 償 還 高
政 府 資 金	107,535,027	0	71,039,826	36,495,201
公 庫 資 金	0	0	0	0
計	107,535,027	0	71,039,826	36,495,201

② 一 時 借 入 金

なし

別表 7

平成 1 9 年度固定資産明細書

単位：円

(1) 有形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年度末償却未済高	備 考
					当年度増加額	当年度減少額	累 計		
船 舶	2,293,663,687	0	0	2,293,663,687	80,160,277	0	2,106,035,097	187,628,590	
土 地	12,163,141	0	0	12,163,141	0	0	0	12,163,141	
建 物	791,026,618	0	0	791,026,618	14,212,785	0	247,142,297	543,884,321	
構 築 物	228,639,290	0	0	228,639,290	5,645,120	0	183,300,139	45,339,151	
備 品	31,294,359	2,740,000	1,700,000	32,334,359	901,399	1,615,000	25,510,820	6,823,539	
機械装置	5,840,400	0	0	5,840,400	0	0	5,548,380	292,020	
計	3,362,627,495	2,740,000	1,700,000	3,363,667,495	100,919,581	1,615,000	2,567,536,733	796,130,762	

(2) 無形固定資産

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高	年度末現在高	備 考
電話加入権	757,600	0	0	0	757,600	
計	757,600	0	0	0	757,600	

(3) 投 資

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
島原温泉観光株	200,000	0	0	200,000	
有明フェリー振興株	10,000,000	0	0	10,000,000	
計	10,200,000	0	0	10,200,000	

熊本県障害者施策推進協議会公告第1号

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年11月28日

熊本県障害者施策推進協議会  
会長 赤 星 香 世 子

- 1 開催日時  
平成20年12月17日（水）  
午後2時から
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題（予定）
  - (1) くまもと障害者プランの進捗状況について
  - (2) 障害者自立支援法の施行に係る影響調査と施策提言について
  - (3) 熊本県障がい福祉計画の進捗状況と第2期計画策定について
  - (4) その他
- 4 傍聴者の定員について  
20人
- 5 傍聴手続について
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において係員の指示に従って入室するものとする。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室計画・施  
班）  
（電話 096-333-2236）

熊本県環境影響評価審査会公告第3号

熊本県環境影響評価審査会の会議を次のように開催する。

平成20年11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成20年12月8日（月）  
午後1時30分から午後4時30分まで

- 2 開催場所  
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 審議内容
  - (1) 熊本県環境影響評価審査会の運営について（会長及び会長職務代理者の選出）
  - (2) 「財団法人熊本県環境整備事業団 熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業」環境影響評価方法書について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
  - (2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
  - (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境生活部環境保全課環境審査班  
電話096-333-2269

熊本県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

熊本県教育委員会委員長 中原盛敏

**熊本県教育委員会規則第22号**

熊本県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

熊本県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年教育委員会規則第19号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。  
（特例民法法人の業務の監督に関する経過措置）
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下この項及び附則第4項において「特例民法法人」という。）の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例による。  
（熊本県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）
- 3 熊本県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。  
別表（第3条関係）「熊本県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年熊本県教育委員会規則第19号）」の項を削る。  
（熊本県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に係る特例民法法人が備え付けなければならない書類等の熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年熊本県条例第72号）第3条第1項に定める保存については、この規則による改正後の熊本県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。